

緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 県民総参加のみどりづくり活動の次世代を担う緑の少年団を育成するため、新たな緑の少年団の結成や、緑の少年団が行う、森林・林業・緑に関する、学習活動・社会奉仕活動・レクリエーション活動等に対し、予算の範囲内において、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）及びこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(補助対象活動及び補助対象経費)

第2条 補助金の対象となる活動及び補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象者は、県内に事務局を置く緑の少年団又は新たに緑の少年団を設置する団体とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、対象経費の10分の10以内とし、その限度額は、1団あたり100,000円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は補助金交付申請書（第1号様式）により、知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定するとともに、交付決定通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知する。

2 知事は、交付決定をしようとするときは、公益財団法人かがわ水と緑の財団（以下「財団」という。）に交付申請書の写しを送付し、申請内容について意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の通知を行ったときは、その旨財団に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、申請内容のうち、次の各号の内容に変更が生じた場合は、あらかじめ変更交付申請書（第3号様式）により、速やかに知事に申請しなければならない。

- (1) 補助金額の増減
- (2) 活動内容に著しい変更がある場合
- (3) その他知事が必要と認めるもの

2 知事は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の変更交付を決定するとともに、変更交付決定通知書（第4号様式）により、当該申請者に通知する。

3 知事は、変更交付申請書の提出があったときの事務処理等について、第6条の規定に準じて行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、第6条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該

通知を受けた日から起算して15日以内に、補助金取下げ届出書（第5号様式）により当該申請の取下げをすることができる。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業が完了したときは、実績報告書（第6号様式）に関係書類を添えて、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、財團に実績報告書の写しを送付するものとする。

（額の確定）

第10条 知事は、前条の規定に基づき実績報告書が提出されたときは、その内容について審査し、適當と認めたときは、その額を確定するとともに補助金額の確定通知（第7号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第11条 知事は、補助金の額の確定後において当該申請者に補助金を支払うものとする。ただし、申請者から請求があり、知事が必要と認める場合は、概算払い（第8号様式）をすることができる。

（補助金交付の取り消し）

第12条 知事は、申請者が、次の各号に該当する行為を行ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反した場合

（2）補助金の交付に関して不正な行為があつた場合

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対し、その返還を命ずるものとする。

（他の補助金との重複の禁止）

第13条 この要綱による補助事業は、他の補助事業と併用することはできない。ただし、他の団体が実施する補助事業等と対象経費が明確に区別できるものについては、この限りでない。

（書類等の整備）

第14条 申請者は、本事業に係る帳簿や書類等について、事業が完了した年度の翌年度から5年間はこれを保存しなければならない。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	補助対象となる経費の例
学習活動	<ul style="list-style-type: none">・林業体験に係る資材購入費・植物の購入費・森林等の学習に係る教材購入費・森林等の学習に係る講師への報償費・その他学習活動に係る経費
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none">・緑化行事への参加に係る旅費・森林、公園等の緑化や清掃に係る資材購入費・みどりと触れ合う場所における標示板等の設置費・その他社会奉仕活動に係る経費
レクリエーション活動	<ul style="list-style-type: none">・宿泊体験に係る宿泊費・登山等に係る装備品購入費・交流集会等に係る施設利用費・その他レクリエーション活動に係る経費
その他	<ul style="list-style-type: none">・入団式、退団式に係る消耗品費・指導者の研修に係る経費・その他の活動に係る経費

(第1号様式)

年 月 日

香川県知事 殿

(住 所)

(少年団名)

(代表者名)

年度緑の少年団育成強化事業補助金交付申請書

のことについて、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 円

2 申請内訳 別紙のとおり

(注) 申請者の押印をしない場合は、担当者の氏名及び連絡先を記入ください。

担当者の氏名

連絡先

(別紙)

活動内 容（予定）

区分	活動予定日、内容及び参加予定者（人数）等
学習活動	① ② ③
社会奉仕活動	① ② ③
レクリエーション活動	① ② ③
その他の活動	① ② ③

※ 変更交付申請にあっては、変更前を取り消し線で消し、その下に新たな事業を記載すること。

補助金申請内訳

活動内容	品名	金額（円）	備考
学習活動			活動内容（予定） 表の該当番号を記載すること
小計			
社会奉仕活動			活動内容（予定） 表の該当番号を記載すること
小計			

* 変更交付申請の場合は変更前の数字を（　）書き上段に記載すること。

補助金申請内訳

活動内容	品名	金額（円）	備考
レクリエーション活動			活動内容（予定）表の該当番号を記載すること
小計			
その他の活動			活動内容（予定）表の該当番号を記載すること
小計			
合計			

※ 変更交付申請の場合は変更前の数字を（　）書き上段に記載すること。

少年団の概要

名 称	
代表者	
団員の状況	
その他	

※ 変更交付申請の場合で、内容に変更が無い場合は添付を省略することができる。

(第2号様式)

第　　号
年　月　日

様

香川県知事

年度緑の少年団育成強化事業補助金の交付決定について

このことについて、緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる経費（以下「経費」という。）は、緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に定める経費とし、その内容は、 年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費のうち、補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 _____ 円
- 3 その他この補助金については、交付要綱、香川県補助金等交付規則（以下、「規則」という。）に定めるところによるものとする。
- 4 申請者等が、規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと。

(第3号様式)

年 月 日

香川県知事 殿

(住所)

(少年団名)

(代表者名)

年度緑の少年団育成強化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度緑の少年団育成強化事業補助金については、
次のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更理由

2 変更後の額 円

3 変更の内容 別紙のとおり

(交付申請書に添付する別紙（「補助金申請内訳」、
「活動内容（予定）」、「少年団の概要」）を添
付の上、変更内容を明示すること。)

(注) 申請者の押印をしない場合は、担当者の氏名及び連絡先を記入ください。

担当者の氏名

連絡先

(第4号様式)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

年度緑の少年団育成強化事業補助金の変更交付決定について

このことについて、緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更交付決定します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる経費（以下「経費」という。）は、緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条に定める経費とし、その内容は、 年 月 日付けで申請のあった補助金変更交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費のうち、補助金の額を、次のとおり変更する。
補助金の額 _____ 円
- 3 その他この補助金については、交付要綱、香川県補助金等交付規則（以下、「規則」という。）に定めるところによるものとする。
- 4 補助事業者等が、規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと。

(第5号様式)

年 月 日

香川県知事 殿

(住所)

(少年団名)

(代表者名)

年度緑の少年団育成強化事業補助金交付取下げ届出書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度緑の少年団育成強化事業補助金については、
次のとおり申請を取下げたいので届出します。

記

1 取下げ理由

2 交付予定額 円

(注) 申請者の押印をしない場合は、担当者の氏名及び連絡先を記入ください。

担当者の氏名

連絡先

(第6号様式)

年 月 日

香川県知事 殿

(住所)

(少年団名)

(代表者名)

年度緑の少年団育成強化事業補助金実績報告書

のことについて、次のとおり事業が完了したので関係書類を添えて報告します。

記

1 金額 円

2 内訳 別紙のとおり

<添付書類>

- 装備品及び活動状況を示す写真
- 領収書の写し

(注) 申請者の押印をしない場合は、担当者の氏名及び連絡先を記入ください。

担当者の氏名

連絡先

(別紙)

活動実績

区分	活動日、内容及び参加者（人数）等
学習活動	① ② ③
社会奉仕活動	① ② ③
レクリエーション活動	① ② ③
その他の活動	① ② ③

※ 活動に際し、団員や援助者に配布した資料等がある場合は添付してください。

実 績 内 訳

活動内容	品名	金額（円）	備考
学習活動			活動実績表の該当番号を記載すること
	小計		
社会奉仕活動			活動実績表の該当番号を記載すること
	小計		

実績内訳

(第7号様式)

第 号
年 月 日

様

香川県知事

年度緑の少年団育成強化事業補助金の額の確定について(通知)

年 月 日付け 第 号で交付決定した緑の少年団育成強化事業補助金については、 年 月 日付け提出の実績報告書の内容により、 年度において交付する補助金の額を金 円と確定します。

(第8号様式)

年 月 日

香川県知事 殿

(住 所)

(少年団名)

(代表者名)

年度緑の少年団育成強化事業補助金概算払い請求書

年 月 日付で交付決定を受けた 年度緑の少年団育成強化事業補助金について、緑の少年団育成強化事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 概算払いを必要とする理由																					
2 請求金額	<table border="1"><tr><td></td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td></tr><tr><td>¥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								十	万	千	百	十	円	¥						
		十	万	千	百	十	円														
	¥																				
	(内訳) 交付決定額			円																	
概算払請求額			円																		
残額			円																		
3 振込先	金融機関名	銀行			支店																
	預金種目																				
	口座番号																				
	(フリガナ) 口座名義																				
<u>責任者職氏名</u>																					
<u>担当者職氏名</u>																					
連絡先																					